

平成21年12月4日

各 位

株式会社東京証券取引所グループ

訴訟の判決について

当取引所は、平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から約415億円の損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所平成18年（ワ）第23958号）を提起されていましたが、本日、東京地方裁判所において判決が言い渡されましたので下記のとおりお知らせいたします。

当取引所といたしましては、判決の内容を十分に検討したうえで、然るべき対処して参ります。

記

・判決の内容

- 1 被告は、原告に対し、107億1212万8508円並びに内105億1212万8508円に対する平成17年12月8日から平成18年9月15日まで年5分及び同月16日から支払済みまで年6分の割合による金員並びに内2億円に対する平成17年12月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所グループ
渉外広報部（報道）
03-3666-1361